

1 子どもの健やかな成長

1-3 障害児施策の充実

1-3-1 療育相談の充実（障害者計画 3-1-2 重複記載）

文京福祉センターにおいて、教育センターをはじめ、保健サービスセンター、医療機関等との連携を強化し、障害の早期発見及び発達段階に応じた支援の充実を図る。また、保育園や幼稚園への巡回相談を充実することにより、特別な配慮を要する子どもへの支援と職員等の指導育成を図る。

1-3-2 児童デイサービスの充実（障害者計画 3-2-4 重複記載）

文京福祉センター等において、障害児に日常生活における基本的な動作の指導、集団生活・社会生活への適応訓練等を行い、障害児の子育て支援を図る。

- ・利用者数 一年度当たり 延 387 人
- ・利用日数 一年度当たり 延 2,977 日

1-3-4 保育園障害児保育（障害者計画 3-2-1 重複記載）

保育に欠ける児童のうち、心身の発達に遅れがあることなどにより、保育の際に特別な配慮を要する児童の健やかな発達を促進するため、区立保育園において実施している。施設整備や保育士の研修を通し、ハード・ソフトの両面におけるさらなる環境整備を行う。

- ・受入れ保育園数 18 施設

1-3-5 育成室への障害児受入（障害者計画 3-3-4 重複記載）

放課後家庭で適切な保育を受けることができない、障害を持つ児童を育成室で受け入れ、必要に応じて学年延長を行う。

指導員の障害児童についての知識等を深めるため、研修や専門家による巡回指導を行う。また、個別指導プログラムの作成、施設改修等、受入れ環境の整備と充実を図る。

1-3-6 特別支援子育て事業（障害者計画 3-3-3 重複記載）

特別な支援を必要とする児童の放課後の居場所対策として、児童（小学生）を一時的に預かることにより、保護者の負担感の軽減及び社会参加を促進し、子育てを支援するため引き続き実施する。また、広報等により、登録者・利用者の拡大に努める。

1-3-7 障害のある中高生の放課後居場所対策（障害者計画 3-3-7 重複記載）

障害のある中高生の放課後の活動の場所を確保し、日常生活上の指導を行うとともに、余暇活動の充実及び障害児の家族の一時的な休息の支援を図る。

増加する利用希望に応えられるよう施設と連携を図りながら、引き続き事業を進めていく。

- ・施設数 2 か所（1 か所増）

2 子どもの生きる力、豊かな心の育成

2-2 子どもの生きる力の育成に向けた教育環境等の整備

2-2-6 総合教育相談事業（障害者計画3-3-1、3-4-5重複記載）

各相談員やカウンセラーの人材確保と専門性の向上に努めるとともに、相談件数の増加への対応として、配置や相談時間の検討を行う。また、ふれあいサポート事業、スクールソーシャルワーカー事業を開始し、不登校児童生徒や養育困難家庭への支援を図っていく。さらに、各事業間の連携内容を充実させ、より効率的に専門性の高い相談・支援を実施していく。

一年度当たり

- ・教育相談室相談回数 5,700回
- ・子育て支援カウンセラー相談回数 2,500回
- ・スクールカウンセラー相談回数 14,000回
- ・適応指導教室在籍者数 30人
- ・メンタルフレンド等の派遣 100回
- ・巡回相談員の派遣 120回

2-4 特別支援教育の充実

2-4-2 幼稚園特別保育（障害者計画3-2-2重複記載）

区立幼稚園において、特別な支援が必要な幼児が集団の中で生活することを通して、幼稚園教育の機能や特性を活かしながら、その幼児の発達を促していくことを目的として特別保育を実施する。

支援が必要な園児の入園後の支援体制をより充実させることにより、就園後の園児の発達を促すとともに、その支援が小学校就学へとつながるシステムを整備する。

2-4-3 就学前相談体制の充実（障害者計画3-2-3重複記載）

特別な支援を必要とする児童・生徒の就学相談において、個々のニーズに応じた適切な支援を行うため、就学相談委員会の円滑な運営を目指す。

また、小・中学校との連携を強化して相談体制の整備に取り組み、福祉センターでの学校見学会への同行や卒園児の保護者を交えての就学説明会等のさらなる充実を図る。

2-4-4 バリアフリーパートナー運営（障害者計画3-3-5重複記載）

特別支援学級に在籍する園児・児童・生徒、また、通常学級に在籍するLD*・ADHD*・高機能自閉症*等の園児・児童・生徒に対する介助や支援を学生やボランティア（バリアフリーパートナー）と協働で行い、障害のある園児・児童・生徒一人ひとりが個々のニーズに応じて適切な教育が受けられる体制を整える。

特別支援教育支援員等との連携等を推進し、より充実した支援を図るとともに、広報等を利用した周知を行うことにより、ボランティアの確保を図る。

*LD 学習障害のこと。基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を指すもの

*ADHD 注意欠陥／多動性障害のこと。年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力や衝動性、多動性を特徴とする行動の障害で、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもの

*高機能自閉症 ①他人との社会的関係の形成の困難さ、②言葉の発達の遅れ、③興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障害である自閉症のうち、知的発達の遅れを伴わないもの

（文部科学省ホームページより抜粋）

2-4-5 特別支援教育の充実（障害者計画3-3-2重複記載）

文京区教育改革区民会議最終答申「特別支援教育の推進に向けて」を踏まえ、区立小学校及び中学校に特別支援教育支援員やバリアフリーパートナーを配置し、児童・生徒への支援を行うことにより、「教育上特別の支援を必要とする児童・生徒」に対して「障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行うものとする」という特別支援教育のさらなる充実を図ることを目的とする。

特別支援教育支援員、バリアフリーパートナーが、学校内でより有効に活用されるために、学校への指導・助言、研修による教員の指導力向上、制度の整備等を進めていく。

4 すべての子育て家庭への支援

4-7 障害児のいる家庭への支援

4-7-1 短期保護（障害者計画1-1-17重複記載）

心身障害者・児の介護にあたっている家族が、疾病・事故・冠婚葬祭・出産・休養・学校行事等の理由で介護を行うことが困難な場合に、家族に代わり時間単位で保護を行い、介護者の負担軽減を行う。

- ・総利用時間数 一年度当たり 16,900 時間
- ・利用者数 一年度当たり 延 728 人

4-7-3 緊急一時介護委託費助成（障害者計画1-1-15重複記載）

心身障害者（児）を日常的に介護している家族が冠婚葬祭等の理由により一時的に介護を行うことが困難となった場合に、心身障害者（児）の家族等での介護委託に要した費用を助成し、在宅生活の支援を図る。

- ・実利用者数 一年度当たり 25 人程度

4-7-11 住み替え家賃助成（障害者世帯）（障害者計画1-2-2重複記載）

民間賃貸住宅に居住する障害者世帯が、取壊し等による立退き要求又は住環境改善のため区内の民間賃貸住宅に住み替える場合に、家賃の差額、礼金、仲介手数料及び移転費用の一部を助成することにより、居住の確保を図る。

- ・住み替え家賃助成 一年度当たり 2 戸程度